

# 令和3年度 行政措置インフルエンザ予防接種実施要領

## 1 目的

インフルエンザ（季節性インフルエンザ）は、日本では通常、初冬から春先にかけて流行し、小児ではまれに急性脳症を、高齢者や種々の慢性疾患を持つ者が罹患した場合は肺炎を伴うなど、重症化することがある。高齢者に対するインフルエンザの予防接種については、予防接種法に基づく定期予防接種として実施しているが、それ以外の者に対する予防接種を行政措置予防接種として下記のとおり実施する。

## 2 実施期間 令和3年10月1日から令和4年1月31日まで

## 3 実施場所

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関または契約を締結した団体に所属する協力医療機関において個別に実施する（実施は当該医療機関に所属する医師であること）（以下、契約医療機関とする）

## 4 接種対象者

生後6か月～64歳（接種日現在）で神戸市に住民登録のある者

※高齢者インフルエンザ予防接種の対象者〔満60歳から64歳で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級及び同程度以上の者）〕を除く。

※製剤によって認可年齢が異なるため、用法・用量を添付文書にて必ず確認すること。添付文書以外の接種は行政措置予防接種の対象外とする。

## 5 接種回数・接種量

年齢	生後6か月～ 1歳未満	1～2歳	3歳以上13歳未 満	13歳以上
接種回数	2回（2～4週間隔）			1回
接種量	1回につき 0.25ml	1回につき 0.25ml	1回につき0.5ml	

※新型コロナワクチン（ファイザー株、モデルナ社及びアストラゼネカ社）を接種する場合、原則として13日以上の間隔をおくこと（2週間後の同じ曜日から接種可）。また、新型コロナワクチンとは同時に接種できない。

## 6 接種料金

契約医療機関の定める接種料金の全額を被接種者が負担する。ただし、助成対象者を除く。

## 7 健康被害救済

神戸市予防接種健康被害救済制度により救済を行う。

ただし、添付文書記載事項以外の接種や実施期間外での接種は、行政措置予防接種として取り扱わず、任意の予防接種となり、神戸市による救済はない。その場合、被接種者本人が独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ申請することになる。